

## 水道料金に係る軽減取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例(昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、水道料金の軽減について必要な事項を定めるものとする。

### (軽減対象者)

第2条 水道料金の軽減対象者は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者(以下「生活扶助者」という。)とする。

### (軽減基準)

第3条 前条の規定に該当する生活扶助者の水道料金は、基本料金の2分の1及び1カ月につき10立方メートルまでの従量料金の2分の1(水道水源基金の1円を除く。)を軽減する。

### (軽減の申請)

第4条 生活扶助者が、水道料金の軽減を受けようとする場合は、水道料金軽減申請書(以下「申請書」という。)及び生活扶助を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

### (軽減適用期間)

第5条 軽減適用期間は、前条の申請書を受理した日の属する検針月(条例第21条の規定をいう。)から、軽減に該当しなくなった日の属する検針月までの期間とする。ただし、申請書を受理した日又は軽減に該当しなくなった日が、検針月に基づく水道料金を算定する日以降のときは、次の検針月から軽減措置を適用又は取り消すものとする。

### 附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。